

## 家庭教師紹介業を営む事業者に対する警告について

平成23年2月25日  
消費者庁

消費者庁は、本日、株式会社サンライズ（以下「サンライズ」という。）に対し、「日家研グループ」との名称を用いて営む家庭教師紹介業に関する表示について、別添のとおり警告を行ったので公表する（景品表示法第4条第1項第2号（有利誤認））。

なお、本件は、公正取引委員会（公正取引委員会事務総局北海道事務所）による調査の結果を踏まえて当庁が警告を行うものである。

### 1 株式会社サンライズの概要

所在地	東京都渋谷区広尾一丁目4番10号
代表者	代表取締役 木村 直人
資本金	10万円
事業内容	家庭教師紹介業

注 当該所在地は登記上の所在地であり、事実上の所在地は、代表取締役である木村直人が経営する「家庭教師のアルファ」との名称を用いて家庭教師紹介業を営む株式会社志学社の本社（札幌市中央区南一条西二丁目5番地）内に置かれている。

### 2 サンライズが営む家庭教師紹介業の概要

サンライズは、自社ウェブサイトにおいて、「日家研グループ」及び47都道府県名をそれぞれ冠した「〇〇（都道府県名）家庭教師センター」との名称のページを開設し、家庭教師を募るとともに、一般消費者に対し家庭教師の紹介を行っていた。

実際には、各都道府県には「家庭教師センター」は設置されておらず、家庭教師の紹介に係る受付・問い合わせは、株式会社志学社の本社内に設置した1つのフリーダイヤルのみにより対応していた。

#### 【本件に対する問い合わせ先】

消費者庁表示対策課 担当者：佐藤、輿水

電話 03-3507-9233

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

### 3 警告の概要

サンライズは、遅くとも平成22年10月から平成23年1月までの間、「日家研グループ」と称する自社ウェブサイト（別紙1及び別紙2）において、家庭教師の紹介を受ける際に必要となる費用について、「安心♥宣言 高額教材販売なし 入会金・解約違約金なし 強引な訪問はありません!」と表示していた。

しかし、実際には、家庭教師の紹介を受ける際には、「登録料」として、5,000円ないし60,000円の料金を徴収する場合があるものであった。

本件表示は、サンライズが提供する家庭教師の紹介に係る役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるものとして、景品表示法第4条第1項の規定により禁止されている同項第2号に規定する表示に該当し、同項に違反するおそれがある。

このため、消費者庁は、サンライズに対して、今後、このような表示を行わないように警告を行った。

【「日家研 家庭教師センター」の表示】

日家研グループ

# 日家研 家庭教師センター

お問合わせは ☎0120-980-192まで。土日祝のお問合せOK! お気軽にお電話下さい!

家庭教師登録 | 先生をお探しの方 | 会員の方へ | お問い合わせ

日家研 家庭教師センターは **5,600円からの家庭教師**

小学生 5,600円~  
中学生 7,400円~  
高校生 8,000円~

**安心♡宣言**  
高額教材販売なし  
入会金・解約違約金なし  
強引な訪問はありません!

兄弟・姉妹の2人目以降は**授業料無料!!**

目標に向かって学習計画を立てよう!

地域別 高校受験対策ページへ

☆地域別☆  
**高校受験対策!**

- ・苦手を克服。隙を無くそう!
- ・目標に沿った計画を立てよう!
- ・反復と実践で応用力をつける!

基礎ができれば応用力もついてくる!

**高校受験対策**

きみに合うコースは?

すぐに来て欲しい!

コース

く始めよう!

コース

はもう目前!

くはコチラ>>>

**指導コース**

**無料** 学習相談 & ワンポイント指導

**好評実施中!**

低額・安心料金・月謝制の日家研家庭教師センターは、学習相談とワンポイント指導がなんと**無料!** もちろん指導開始前の面談で料金が発生するようないこともありません。

詳しくはこちらから!

成績アップ! 志望校合格!

家庭教師の指導料金は??

君に合うのは?

家庭教師のコース一覧

成績アップ! 志望校合格!

ご家庭から届いた喜び! 生の声!

日家研の家庭教師の特徴は

~~高額教材~~  
200,000

**高額教材ありません**

~~しつこい電話勧誘~~

**しつこい電話勧誘ありません**

月会費 **0円**

月々必要な料金は月謝のみ(※)

解約金 **0円**

中止・終了時に解約金などは一切不要です。

家庭教師の指導料金

家庭教師の指導コース

選ぶ時の注意点!

塾との違いは?

高校受験対策

※ご紹介する地域によっては交通費を頂く場合がございます。

【「東京都 家庭教師センター」の表示】

日家研グループ  
**東京都 家庭教師センター**  
 お問合わせは ☎0120-980-192まで。土日祝のお問合わせOK! お気軽にお電話下さい!

家庭教師登録 | 先生をお探しの方 | 会員の方へ | お問い合わせ

日家研 家庭教師センターは  
**5,600円からの家庭教師**

小学生 5,600円~  
 中学生 7,400円~  
 高校生 8,000円~

**安心♡宣言**  
 高額教材販売なし  
 入会金・解約違約金なし  
 強引な訪問はありません!

兄弟・姉妹の2人目以降は**授業料無料!!**

地域別  
 高校受験対策ページへ

☆地域別☆  
**高校受験対策!**  
 ・苦手を克服。隙を無くそう!  
 ・目標に沿った計画を立てよう!  
 ・反復と実践で応用力をつける!

基礎ができれば応用力もついてくる!

きみに合うコースは?

すぐに来て欲しい!

指導コース

無料学習相談&ワンポイント指導  
**好評実施中!**

低額・安心料金・月謝制の日家研家庭教師センターは、学習相談とワンポイント指導がなんと**無料!**もちろん指導開始前の面談で料金が発生する様なこともありません。

成績アップ!志望校合格!  
 家庭教師の指導料金は??

君に合うのは?  
 家庭教師のコース一覧

成績アップ!志望校合格!  
 ご家庭から届いた喜び!生の声!

詳しくはこちらから!

東京都家庭教師センター 地域情報

定期テストに受験対策…勉強のお悩み解決は東京都家庭教師センターにお任せ下さい!

日家研の家庭教師の特徴は

<del>高額教材</del> 200,000 高額教材ありません	<del>しつこい電話勧誘</del> ありません	月会費 <b>0円</b> 月々必要な料金は月謝のみ(※)	解約金 <b>0円</b> 中止・終了時に解約金などは一切不要です。
---	------------------------------	-------------------------------------	--

選ぶ時の注意!  
 塾との違いは?  
 受験情報  
 お申し込みまでの流れ  
 よくある質問

※ご紹介する地域によっては交通費を頂く場合がございます。

## ○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

### （権限の委任）

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

**○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令**

(平成二十一年八月十四日政令第二百十八号)

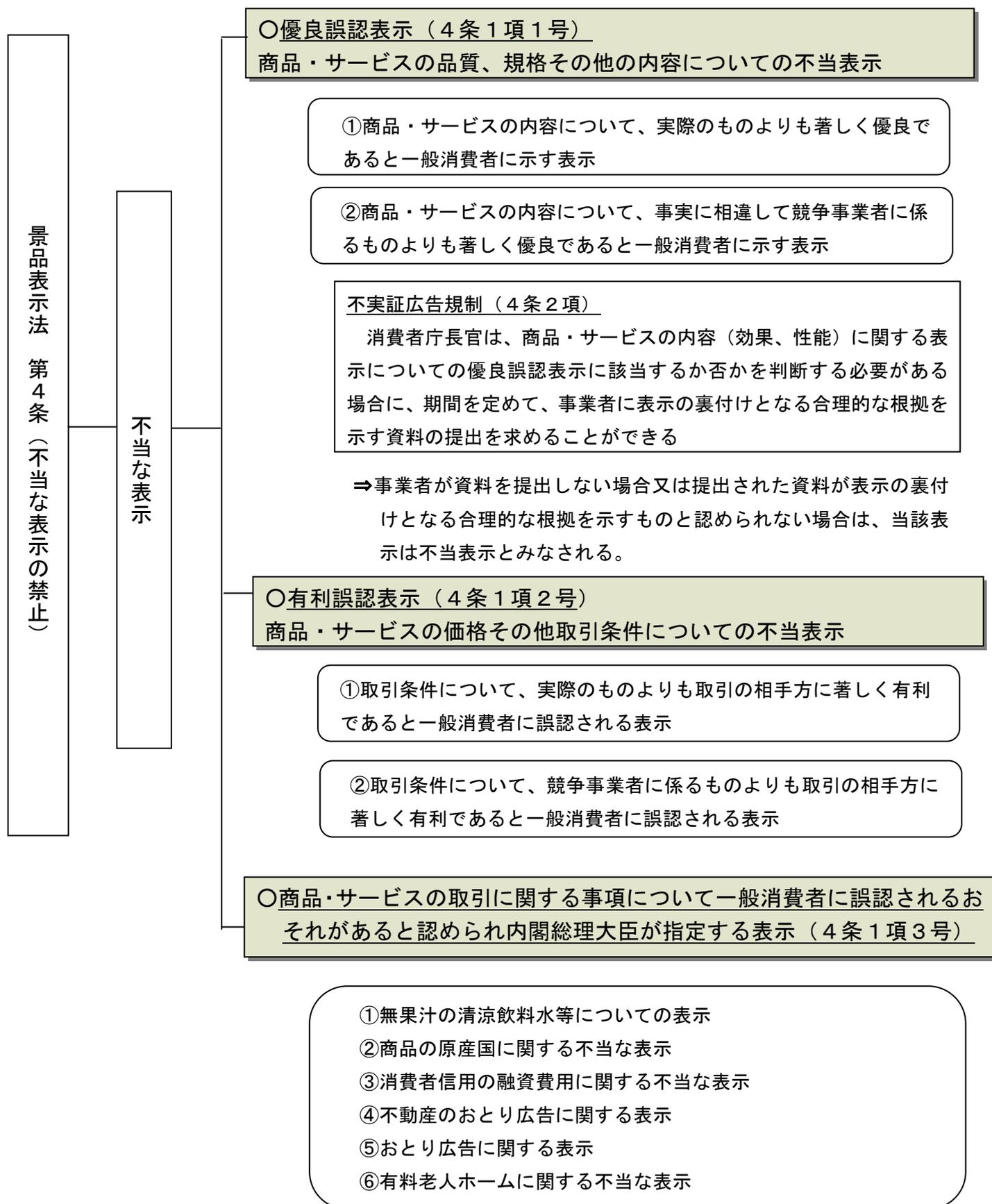
**(消費者庁長官に委任されない権限)**

**第一条** 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

**(公正取引委員会への権限の委任)**

**第二条** 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

## 景品表示法による表示規制の概要



消表対第135号  
平成23年2月25日

株式会社サンライズ  
代表取締役 木村 直人 殿

消費者庁長官 福嶋 浩彦  
(公印省略)

## 警 告 書

1 消費者庁が、貴社が「日家研グループ」との名称及び都道府県名を冠した「家庭教師センター」との名称を用いて行う家庭教師の紹介に係る役務に関する表示について調査したところ、次の事実が認められた。

貴社は、家庭教師の紹介に係る役務を提供するに当たり、遅くとも平成22年10月から平成23年1月までの間、貴社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて、「安心♥宣言 高額教材販売なし 入会金・解約違約金なし 強引な訪問はありません！」等と記載していたが、実際には、家庭教師の紹介を希望する者が貴社から家庭教師の紹介を受ける際には、「登録料」と称して、5,000円ないし60,000円の料金が徴収される場合があるものであった。

2 前記1の表示は、貴社が提供する家庭教師の紹介に係る役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるものとして、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項の規定により禁止されている同項第2号に規定する表示に該当し、同項の規定に違反するおそれがある。

3 よって、当庁は、貴社に対し、今後、このような表示を行わないよう警告する。